第 6 期 赤 穂 市 障 が い 福 祉 計 画・ 第 2 期 赤 穂 市 障 が い 児 福 祉 計 画 (概要版案)



令和3年2月現在

赤 穂 市

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

第6期赤穂市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」で、第2期赤穂市障がい児福祉計画は児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、策定にあたっては、国の基本指針及び兵庫県の策定方針に沿って策定するもので、令和5年度までの障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等のサービス見込量を示すものになります。

2 計画の期間

赤穂市障がい福祉計画及び赤穂市障がい児福祉計画は3か年計画となっていることから、第6期 赤穂市障がい福祉計画及び第2期赤穂市障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3 年間における障害福祉サービス等の必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
	赤穂市障がい者福祉長						
	市町村 障害者計画		第3	次赤穂市障が	い者福祉プラ	ン	
	牌音有前凹						見直し
	市町村障害福祉計画	第5期赤	穂市障がい福	祉計画	第6期表	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	祉計画
	呼音 油 仙司 四			見直し			見直し
	市町村	第1期赤	穂市障がい児 社	· · ·································	第2期赤	 徳市障がい児	福祉計画
	障害児福祉計画			見直し			見直し

3 他計画との関係

本計画は、平成30年3月に策定された「第3次赤穂市障がい者福祉プラン」を上位計画として 策定する計画となっています。また、本計画は「赤穂市地域福祉計画」のもと、「赤穂市子ども・ 子育て支援事業計画」「赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」等の諸計画と整合を図 るとともに、国や兵庫県における障害者基本計画や障害福祉計画の内容を踏まえ計画を推進します。

4 計画の策定体制

以下の方法、体制により本計画策定を行いました。

- (1) 赤穂市障害者自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。) における検討
- (2) ニーズ調査(団体・事業所アンケート)
- (3) パブリックコメントの実施

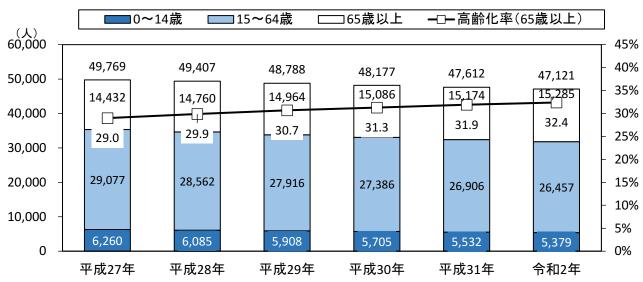
第2章 赤穂市の現状

1 人口の推移

本市の人口は年々減少しており、令和2年3月末現在で47,121人となっています。

年齢3区分別にみると、0~14歳・15~64歳の人口は年々減少しており、65歳以上の人口は増加している状況です。

高齢化率の推移をみると、平成 27 年 3 月末現在の 29.0%から令和 2 年 3 月末現在は 32.4%と 32%を超え、年々高齢化が進んでいる状況です。

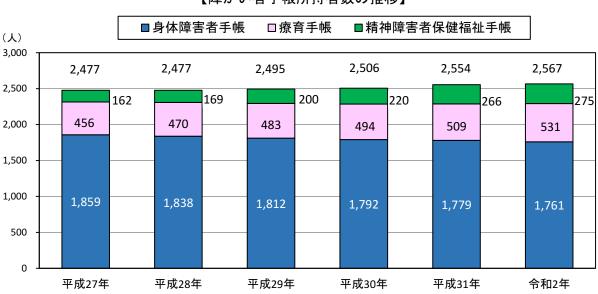


【人口と高齢化率の推移】

資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

2 障がい者手帳所持者数等の推移

身体障害者手帳所持者数は年々減少していますが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。令和2年3月末現在で身体障害者手帳所持者が1,761人、療育手帳所持者が531人、精神障害者保健福祉手帳所持者が275人、合計で2,567人となっています。



【障がい者手帳所持者数の推移】

第3章 計画の基本方針

令和2年5月に国が示した基本指針に基づき、第5期赤穂市障がい福祉計画及び第1期赤穂市障がい児福祉計画の考え方を継承しつつ、更なる充実を図るために、必要な障害福祉サービス等を提供するための体制の計画的な確保に努めます。

- 1 訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がいのある人等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 相談支援の提供体制の充実
- 6 障がいのある子どもを支援する体制の確保
- 7 感染症対策の推進

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に即し、地域生活へ移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がいのある人のうち、6%以上が地域生活へ移行し、合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを目標とします。

目標数値

項目	数值	考え方
令和元年度末の施設入所者(A)	64 人	
地域生活移行者目標数	4 人	(A)×6%=3.84 人
入所者削減目標数	2 人	(A)×1.6%=1.02 人
目標年度(令和5年度末)の施設入所者数	62 人	

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和元年度に関係機関とともに「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」を設置しており、 今後もこの協議の場を活用して、関係機関との連携体制の強化を図ります。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

平成 29 年度に赤穂市障がい者基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター」という。)を中心に、既存の社会資源を結ぶ面的整備の形で連携強化を図る体制を赤穂市全体で整備するため、赤穂市地域生活支援拠点を定めています。自立支援協議会の専門部会等を活用して関係機関との協議や連携を図り、自立支援協議会において、地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証と検討を実施します。

4 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針に即し、福祉施設から一般就労への移行について、以下のとおり目標を設定します。

目標数値

項目	数值	考え方
令和元年度の福祉施設から一般就労への移行者(A)	9人	
令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者(B)	12 人	(A)×1.27 倍
令和元年度の就労移行支援からの一般就労者数実績(C)	3 人	
令和5年度の就労移行支援からの一般就労目標数	4 人	(C)の 1.3 倍以上の増加
令和元年度の就労継続支援A型からの一般就労者数実績(D)	1人	
令和5年度の就労継続支援A型からの一般就労目標数	2 人	(D)の概ね 1.26 倍以上
令和元年度の就労継続支援B型からの一般就労者数実績(E)	5人	
令和5年度の就労継続支援B型からの一般就労目標数	6 人	(E)の概ね 1.23 倍以上
令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労	9人	(B)の7割以上が利用
定着支援を利用した移行者		
令和5年度の就労定着支援事業所数	1 か所	令和元年度なし
就労定着率8割以上の事業所が全体の7割以上(令和5年度)	1 か所	

5 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針等に即して、障がい児支援の提供体制の整備等について、以下のとおり目標を設定します。

目標数値等

項目	単位	令和5年度 までの目標	考え方	
児童発達支援センターの整備	整備	1 か所	圏域で児童発達支援センター	
	か所数		たんぽぽに委託を継続する	
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築	市内に実施事業所あり	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援	整備	1 か所	 開設に向けて働きかけを行う	
事業所の整備	か所数	ולזיגו ו	用政に向けて倒さかりを打り	
重症心身障がい児を支援する放課後等デイ	整備	1 か所	開設に向けて働きかけを行う	
サービスの整備	か所数	ולזיגו ו		
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関	設置	設置	自立支援協議会こども部会を	
係機関の協議の場の設置	改旦	改旦	協議の場として活用する	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの 配置	配置	配置	配置に向けて検討する	

6 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを中心に、自立支援協議会の専門部会等を開催するなど相談支援体制の確保と強化に努めます。

目標数値等

項目	目標	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	基幹相談支援センターによる総合 的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門 的な指導・助言	6 回	自立支援協議会相談支援部会での
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	6 回	■事例検討・助言等の実施
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	12 回	専門部会等及び各種会議への参加

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

兵庫県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加し、障害者総合支援法の具体的内容の理解に努めるとともに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、事業所等と共有することで過誤請求にかかる事務負担を軽減し、障害福祉サービスの提供や関連業務に注力することで障害福祉サービス等の質の向上につながるよう体制の構築に努めます。

目標数值等

項目	目標	考え方	
兵庫県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市	4 1	職員が兵庫県実施の研修に参	
町村職員に対して実施する研修への参加人数	4 人	加する	
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を	共有体制有	審査支払等システム導入済み	
分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と	40 🗔	毎月の請求ごとに審査結果を	
共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	12 回	分析する	

8 感染症対策の推進

兵庫県や関係機関と連携を図り、感染防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前 準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等に努めるとともに、事業所等 の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に対する 情報の提供に努めます。

第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

第6期赤穂市障がい福祉計画に基づく見込量

		W //	見込み			
	サービス名	単位	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
		総利用時間(時間/月)	732	758	771	
	居宅介護	実利用者数(人/月)	52	54	55	
	手	総利用時間(時間/月)	38	38	38	
	重度訪問介護	実利用者数(人/月)	2	2	2	
訪問系	 	総利用時間(時間/月)	680	680	680	
サービス	同行援護	実利用者数(人/月)	21	21	21	
	 行動援護	総利用時間(時間/月)	65	65	65	
	1」	実利用者数(人/月)	4	4	4	
	 重度障害者等包括支援	総利用時間(時間/月)	0	0	0	
	里及牌音有等已拍又拔	実利用者数(人/月)	0	0	0	
	 生活介護	延利用者数(人日/月)	2,173	2,173	2,214	
	工心儿敁	実利用者数(人/月	118	118	123	
	 自立訓練(機能訓練)	延利用者数(人日/月)	10	10	10	
	日立訓練(成形訓練)	実利用者数(人/月)	1	1	1	
	 自立訓練(生活訓練)	延利用者数(人日/月)	10	10	10	
	日立训练(土石训练)	実利用者数(人/月)	1	1	1	
	 就労移行支援	延利用者数(人日/月)	170	170	170	
	机力移1]又拔	実利用者数(人/月)	10	10	10	
日中活動系	就労継続支援(A型)	延利用者数(人日/月)	1,202	1,265	1,345	
サービス		実利用者数(人/月)	57	60	63	
	 就労継続支援(B型)	延利用者数(人日/月)	2,166	2,222	2,269	
	机力 怪机又拔(口至)	実利用者数(人/月	135	137	139	
	就労定着支援	実利用者数(人/月)	5	7	9	
	療養介護	実利用者数(人/月)	11	11	11	
	短期入所(福祉型)	延利用者数(人日/月)	180	180	180	
	应别人的(抽位主)	実利用者数(人/月)	22	22	22	
	 短期入所(医療型)	延利用者数(人日/月)	10	10	10	
	应别人们(区原生)	実利用者数(人/月)	2	2	2	
	 自立生活援助	実利用者数(人/月)	0	1	2	
居住系	日立工冶版列	(うち精神障がい者)	0	1	2	
サービス	 共同生活援助	実利用者数(人/月)	50	50	50	
,	六四工石1690	(うち精神障がい者)	27	27	27	
	施設入所支援	実利用者数(人/月)	64	63	62	
	計画相談支援	実利用者数(人/月)	109	114	120	
	 地域移行支援	実利用者数(人/月)	1	1	1	
相談支援	*6%(Y) T J 又]及	(うち精神障がい者)	1	1	1	
	 地域定着支援	実利用者数(人/月)	1	1	1	
	地场足相义饭	(うち精神障がい者)	1	1	1	

第6章 障がいのある子どもに対するサービスの見込量と今後の方策

第2期赤穂市障がい児福祉計画に基づく見込量

サービス名等		単 位	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	児童発達支援	延利用者数(人日/月)	695	705	712
	冗里光连义版	実利用者数(人/月)	130	135	139
	 医療型児童発達支援	延利用者数(人日/月)	0	0	10
	区尔至九里先连又版	実利用者数(人/月)	0	0	1
障害児	 放課後等デイサービス	延利用者数(人日/月)	906	949	980
通所支援		実利用者数(人/月)	100	109	116
	保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達 支援	延利用者数(人日/月)	50	50	50
		実利用者数(人/月)	10	10	10
		延利用者数(人日/月)	0	0	10
		実利用者数(人/月)	0	0	1
	障害児相談支援	実利用者数(人/月)	59	65	70
障害児	医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置	配置人数(人)	0	0	1
相談支援	ペアレントトレーニング 等の受講者数	受講者数(人)	22	22	22

第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項

事業名			単位	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
理解促進研修•啓発事業			実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施	
相談	障害者相談支	援事業	実施の有無	実施	実施	実施
支援	基幹相談支援	センター	設置の有無	設置	設置	設置
事業	住宅入居等支	援事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見	制度利用支援署	 業	実利用者数	1	1	1
成年後見	制度法人後見る	 友援事業	実施の有無	未実施	未実施	実施
手話通訳:	 者·要約筆記者		実利用件数	101	101	101
手話通訳者設置事業		実設置者数	1	1	1	
手話奉仕員養成研修事業		研修修了者数	9	12	12	
日常生活。	用具給付等事業	ŧ	給付件数	673	719	759
14 計士 1平	76-51 + 10 + W		実利用者数(人/年)	38	39	40
移動支援	事未		延利用時間(時間/年)	2,363	2,441	2,519
		土油士	実施か所数	2	2	2
地域活動	支援センター	赤穂市	実利用者数(人/年)	94	94	94
事業		ᄲᆂᄧ	実施か所数	2	2	2
		他市町	実利用者数(人/年)	3	3	3
	日中一時支援事業		実利用者数(人/月)	28	28	28
その他事業			延利用回数(回/月)	1,062	1,062	1,062
	点字・声の広報等発行事業		実施の有無	実施	実施	実施
	訪問型歩行訓練事業		実利用者数(人/年)	0	0	1
	訪問入浴サービス事業		実利用者数(人/年)	1	1	1

第8章 計画の推進

1 庁内連携体制の強化

障がい者施策は福祉分野のみならず、保健、医療、教育、労働など、各分野で取り組む必要があることから、庁内の連携体制の強化を図り、障がい者施策の推進を図ります。

2 各種団体、地域との連携

本計画の推進にあたっては、障がい者団体をはじめ、社会福祉協議会や医師会、歯科医師会、ボランティア団体など、様々な機関・団体と連携を図りながら、推進していきます。

3 国、兵庫県、近隣市町との連携

障がい者施策は国や兵庫県の制度に関わるものが多いことから、国や兵庫県等の関係機関との 連携を図ります。

また、障害福祉サービス等の確保にあたっては、本市による取組だけでは難しい場合もあるため、西播磨圏域4市3町との連携を図りながら、十分なサービスの確保・提供に努めます。

4 計画の点検・評価

本計画の評価にあたっては、本計画の進捗状況について毎年度、点検・評価を行うとともに、自立支援協議会に進捗状況を報告するなど、着実に計画が進むよう取り組んでいきます。

また、進行管理にあたっては、PDCA (Plan Do Check Action) サイクルに基づき、進行管理を行っていきます。

第6期赤穂市障がい福祉計画

第2期赤穂市障がい児福祉計画

発 行:赤穂市健康福祉部社会福祉課

住 所:〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地

電 話:0791-43-6833 FAX:0791-45-3396

E-mail: shougai@city.ako.lg.jp